



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

栃木労働局 Press Release

報道関係者 各位

令和7年8月22日
栃木労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 幸田 和則
健康安全係長 河合 哲也
(電話) 028-634-9117

硫化水素中毒防止に向けた緊急要請を実施

—下水道管路等内作業における対策の徹底—

栃木労働局（局長 ^{かわぐち ひでと}川口 秀人）は、令和7年8月2日に埼玉県で発生した下水道管路点検・清掃作業中の硫化水素中毒が原因と考えられる重大死亡災害を受け、以下のとおり関係団体に対し緊急要請を行います。

また、8月21日付けで緊急要請文書（別紙1参照）を関係団体に発出しており、硫化水素中毒による労働災害防止対策の徹底を図ってまいります。

1 緊急要請文書の交付式

(1) 日時

令和7年8月26日（火） 午後2時00分から

(2) 場所

宇都宮第2地方合同庁舎 4階局長室（宇都宮市明保野町1-4）

(3) 対象団体

建設業労働災害防止協会 栃木県支部

一般社団法人栃木県浄化槽協会

2 硫化水素中毒による労働災害発生状況

(1) 全国の下水道管路等内作業での硫化水素中毒の事例について別紙2参照。

(2) 当局においては、下水道管路等内作業中のものではないが、硫化水素中毒による労働災害が令和5年以降2件発生している。

当局の硫化水素中毒の事例については別紙3参照。

【別途要請を行った関係団体】

- 1 一般社団法人栃木県建設業協会
- 2 栃木県建設業協同組合連合会
- 3 栃木県建設産業団体連合会
- 4 建設連合栃木県建設組合
- 5 一般社団法人栃木県設備業協会
- 6 栃木県管工事業協同組合連合会
- 7 公益社団法人栃木県畜産協会

栃労発基 0821 第 4 号
令和 7 年 8 月 21 日

別記関係団体の長 殿

栃木労働局長

下水道管路等内作業における硫化水素中毒防止対策の徹底について（緊急要請）

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

下水道管路等内における硫化水素中毒対策については、平成 14 年 3 月 15 日付け 基安労発第 0315002 号「下水道清掃作業における硫化水素中毒災害の防止について」により周知を依頼しているところですが、令和 7 年 8 月 2 日に埼玉県内の下水道管路点検・清掃作業において、硫化水素中毒が原因と考えられる災害により、4 名が死亡するという重大な災害が発生しました。

現在、原因等の詳しい状況については調査中ですが、過去においても全国的に下水道管路等内作業における硫化水素中毒による災害が発生しています。

当局管内では、下水道管路等内作業中のものではありませんが、硫化水素中毒による労働災害が令和 5 年以降 2 件発生しています。

つきましては、過去の硫化水素中毒災害の発生状況も踏まえ、下水道管路等内作業に際しては、別添「下水道管路等内作業における硫化水素中毒防止対策の留意事項」等に則り、作業者の安全を確保するよう、貴団体の会員への周知及び指導について、特段の御配慮をいただくよう要請します。

下水道管路等内作業における硫化水素中毒防止対策の留意事項

下水中や堆積した汚泥内で発生した硫化水素は、静置状態では内部に封じ込められて大気中には拡散しにくいですが、外部から攪拌等の衝撃を受けると一気に大気中に拡散されるため、作業開始時には硫化水素の濃度が低くても、作業中に濃度が急上昇する可能性があることから、事業者は、雨水が滞留しており、又は滞留したことがある下水道管路等内のみならず、し尿、腐泥、汚水その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことがある下水道管路等内においても、作業を行うに当たっては、以下の事項を行うこと。

(1) 適正な作業計画の策定

事前に得られた情報に基づき、硫化水素中毒防止について十分考慮された作業計画をあらかじめ作成し、当該作業計画に従って行うよう徹底を図ること。

(2) 硫化水素濃度の測定の適正な実施

その日の作業を開始する前に硫化水素濃度の測定を行うとともに、作業中も継続して作業者の近くの硫化水素濃度の測定を行うこと。

(3) 有効な換気の実施

作業者が作業を行う場所における硫化水素濃度を 10ppm 以下に保つように、十分な能力を有する換気設備を用いるとともに、有効な方法で継続して換気を行うこと。

(4) 必要に応じた空気呼吸器等・要求性能墜落制止用器具の着用

作業の性質上十分に換気を行うことが困難な場合は、作業者に空気呼吸器等（空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク）を着用させること。また、硫化水素中毒にかかって墜落するおそれのあるときは、要求性能墜落制止用器具を着用させること。

(5) 作業主任者の選任等

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから酸素欠乏危険作業主任者を選任し、適正な作業方法の決定、作業者の指揮、硫化水素濃度等の測定、測定用具、換気装置、空気呼吸器等の器具・設備の点検、空気呼吸器等の使用状況の監視等の業務を確実に実施させること。

(6) 異常な事態を把握するための措置の実施

監視人の配置等異常な事態を早期に把握し、関係者に通報できる措置を講ずること。併せて、異常な事態を把握したら直ちに退避できる体制を整えること。

(7) 特別の教育の実施

労働者を作業に従事させる前に、硫化水素等の発生原因、硫化水素中毒等の症状、空気呼吸器等の使用方法、事故の場合の退避及び救急そ生の方法等についての特別教育を実施すること。

(8) 二次災害の防止

救出時等の二次災害を防止するため、救出時には空気呼吸器等を使用させること。また、救出時の空気呼吸器等の仕様等について、十分な教育訓練を実施すること。

災害発生場所	被災労働者数 (人)		災害概要
	死亡	休業	
マンホール内	0	1	豚のし尿等が流れ込むマンホール内で、底にたまった滞留物の除去作業を行っていたところ、意識を失ったところを発見され、休業したものの。
マンホール内	1	0	下水管詰まり解消のため、作業前の状況写真を撮影しようとしてマンホールの中に入った時、マンホール内に充満していた硫化水素を吸ってその場で座り込んで倒れ、被災、死亡したものの。
マンホール内	1	1	汚水圧送管の空気抜き弁を交換するため、マンホールピット内に3名が入り、空気抜き弁を取り外したところ、当該圧送管から漏れ出した硫化水素を吸引して2名が被災し、そのうちの1名が死亡したものの。
雨水枡内	1	0	雨水枡内で雨水枡の底に溜まった土砂を除去する作業を行っていたところ、雨水枡で発生した硫化水素を吸引し、死亡したものの。

厚生労働省労働衛生課調べ

災害発生場所	被災労働者数 (人)		災害概要
	死亡	休業	
タンク内	0	1	温泉旅館の水タンク補修のため、水タンク内部に入ったところ、源泉（硫化水素型）のタンクから水タンクへ流入した硫化水素を吸引し、休業したものの。
屋外	0	1	汚水浄化設備の上部に立ち入っていたところ、酸素排出のため屋外に設けられている開口部から噴出した硫化水素を吸引し、休業したものの。